

深川市まちなか交流施設 雑誌スポンサー制度 募集要項

1. 雑誌スポンサー募集の目的

雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として活用することにより、交流施設のサービス充実と魅力向上を図るとともに、民間事業者等に広告掲載を通して情報発信の場を提供することを目的とします。

2. 制度の内容

広告及びスポンサー名（以下「広告等」という。）を掲載する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、購入した雑誌を深川市まちなか交流施設（以下「交流施設」という。）に提供します。雑誌スポンサーは、当該雑誌最新号のカバー表面にスポンサー名を、また裏面に広告を掲載することができます。ただし、雑誌の配置場所並びに保存及び廃棄については市が決定します。

3. 雑誌スポンサーの対象

雑誌スポンサーは、企業及び個人事業主、団体、個人を対象とします。次に該当する場合は、雑誌スポンサーに決定することはできません。なお、広告等の掲載中これらに該当するに至った場合も同様とし、雑誌スポンサーの決定を取り消すものとします。

- 法令等に違反し又は違反するおそれのある事業を行う者
- 公の秩序若しくは善良の風俗に反し又は反するおそれのある事業を行う者
- 政治活動又は宗教活動を行う者
- 深川市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年深川市条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者である者
- 市税等を滞納している者
- その他市長が適当でないと認める者

4. 広告の内容

広告等の内容が次のいずれかに該当する場合は、掲載することができません。なお、広告等の掲載中これらに該当するに至った場合も同様とし、当該広告等の掲載を取り消すものとします。

- 市の公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- 法令等の規定に違反するもの
- 公序良俗に反するもの
- 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

- 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝にかかるもの
- 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- あたかも国、地方公共団体、その他公共の機関が推奨していると誤解されるおそれのあるもの
- 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれのあるもの
- 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれのあるもの
- 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- 商品先物取引又はこれに類するもの
- 瑕疵や虚偽等があるもの
- 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- その他広告等として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

5. 広告等の表示方法

雑誌を提供いただく期間に、雑誌スポンサーが作成した広告等を雑誌カバーの表裏2カ所に掲載することができます。雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を、カバー裏面に広告を掲載することができます。雑誌スポンサーの意向により広告等を掲載しないこともできますが、個人が雑誌スポンサーとなる場合においては、広告の掲載はできません（雑誌スポンサーのお名前を掲示することは可）。広告等の内容は、雑誌スポンサー自身の広告等のみとし、雑誌スポンサーはその決定を受けた広告等を掲載する権利を第三者に譲渡又は転貸できません。

また、裏面の広告は、年4回まで変更することができます。裏面の広告の変更を希望する場合は、変更届と併せて差し替える広告を提出してください。

6. 広告等の規格及び位置

(1) スポンサー名

提供雑誌の最新号カバー表面に表示します。

- 表示の大きさ：縦5cm、横15cmで雑誌の横幅を超えない範囲内
- 貼付位置
- カバー表面：最新号カバー表面の底辺より5cm程度上部の中央付近

(2) 広告

最新号カバーの裏面に広告を掲示します。広告は片面印刷のものとし、広告はA4サイズ（210mm×297mm）以下とします。なお、広告は雑誌スポンサーが作成し交流施設に納品しますが、カバーへの貼付は交流施設が行います。

(3) イメージ図

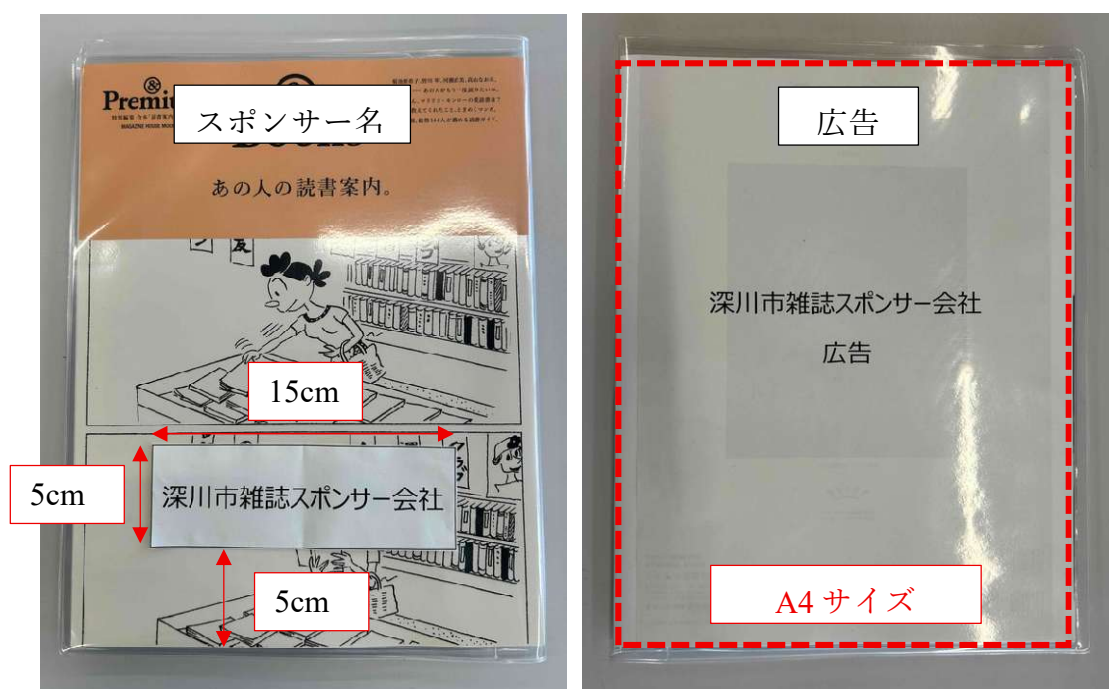


図 1 広告等の掲載イメージ

7. 広告の掲載期間

広告等の掲載期間は、原則 1 年間（4 月 1 日から翌 3 月 31 日まで）とし、年度途中の場合は、市長が雑誌スポンサーを決定した月の翌月から当該年度の 3 月 31 日までとします。

期間満了の 3 カ月前（12 月 31 日）までに雑誌の提供中止届により解約の申し出がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とします。この場合において、更新後の広告等の掲載期間は、更新前の広告等の掲載期間満了日の翌年 3 月 31 日までです。原則、雑誌スポンサーからの年度途中での覚書の解除は認めません。

8. 雑誌スポンサーの流れ

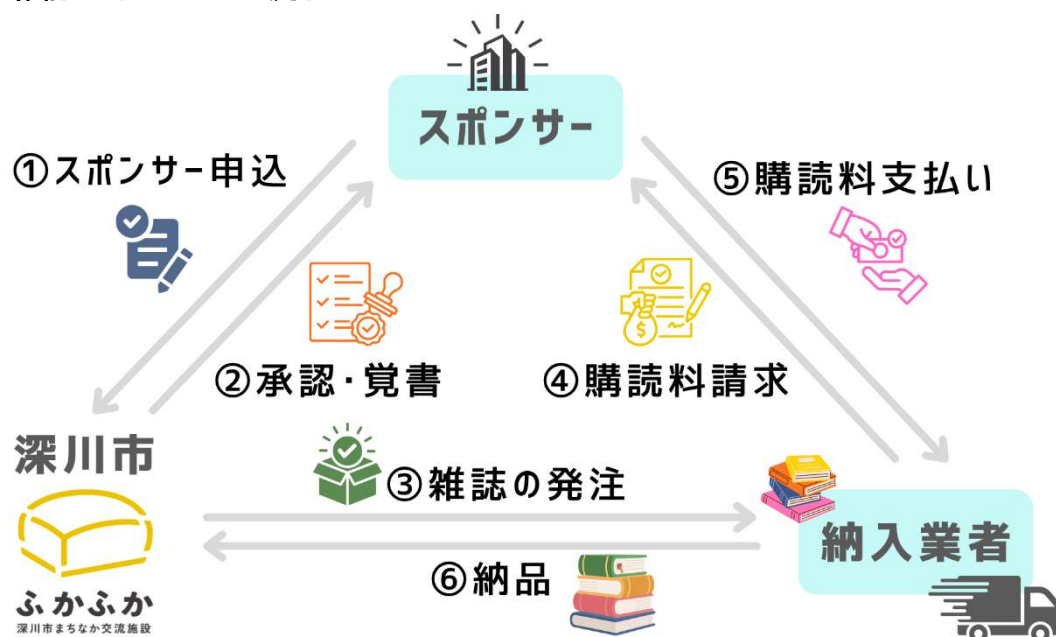


図2 雑誌スポンサーの流れ

(1) スポンサー申込

申し込みは随時受け付けます。広告掲載期間は「7 広告の掲載期間」に記載の通りです。雑誌スポンサーの申込を希望する場合、以下の書類に必要事項を記入し、交流施設に提出します。

表1 雑誌スポンサー申込書類一式

No.	項目	概要
1	申込書	
2	掲示するスポンサー名	「6 広告等の規格及び位置」に記載している 5 cm×15 cm のスポンサー名が書かれた原稿。 紙のサイズを超えなければ、企業のロゴ等を掲載することが可能。
3	掲示する広告	「6 広告等の規格及び位置」に記載している雑誌裏面の広告。A4 片面 1 枚とする。企業のリーフレットなどに置き換えることも可能。
4	雑誌スポンサーになろうとする者の概要が分かる書類	企業ホームページを印刷したものや企業紹介のリーフレット、団体の紹介資料など、企業や団体等の概要がわかる資料。
5	その他深川市長が必要と認める書類	

雑誌スポンサーが提供する雑誌は、雑誌リストの中から選定します。同一雑誌について、複数の雑誌スポンサーより雑誌提供の申込みがあった場合は、原則として申込み時点における先着順とし、郵送による同時受け取りの場合は抽選とします。前項の一覧以外の雑誌について、雑誌スポンサーからの希望がある場合は事前に市と協議のうえ決定します。

なお、提供雑誌が当該掲出期間中に休刊、廃刊等になった場合は、雑誌スポンサーと交流施設で協議の上、別の雑誌に広告を振替えるものとします。

提供雑誌が貸出及び閲覧状況により、交流施設が以後受入しない決定をした場合は、雑誌スポンサーと交流施設で協議の上、別の雑誌に広告を振替えます。

(2) 承認・覚書

深川市長が内容を審査の上、雑誌スポンサーの可否を決定し、雑誌スポンサー決定通知書により申込者に通知します。雑誌スポンサーに決定した者は、深川市長と雑誌スポンサー制度に関する覚書を締結します。

(3) 雑誌の発注

雑誌の発注は深川市が行いますが、雑誌スポンサーは納入業者一覧から雑誌の発注先を選定します。

(4) 購読料請求

納入業者は雑誌スポンサーに購読料を請求します。

(5) 購読料支払い

購読料は納入業者が指定した期日までに、納入業者の請求に基づいて雑誌スポンサーが直接支払います。納入業者への支払いは、契約期間分を一括先払いとし、価格変動等により過不足が生じた場合は、納入業者と協議のうえ年度末に精算します。納入業者への支払いにかかる振込手数料が生じた場合は、雑誌スポンサーの負担とします。

雑誌が提供期間中に休刊、廃刊等となった場合は、返金はせず、雑誌スポンサーと交流施設で協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えます。年度途中の取りやめ及び納入業者への先払い代金の返還は原則できません。

(6) 納品

雑誌スポンサーが契約した雑誌は、納入業者が交流施設へ納品します。納品された雑誌は交流施設がスポンサー名および広告を掲載したカバーに挟み、交流施設 1 階まんなかリビングの専用本棚に配置します。本棚の位置は指定できません。また、雑誌の保存および廃棄については市が決定しますが、バックナンバー1 年間分は同本棚で保存し閲覧できる予定です。



図3 本棚設置位置

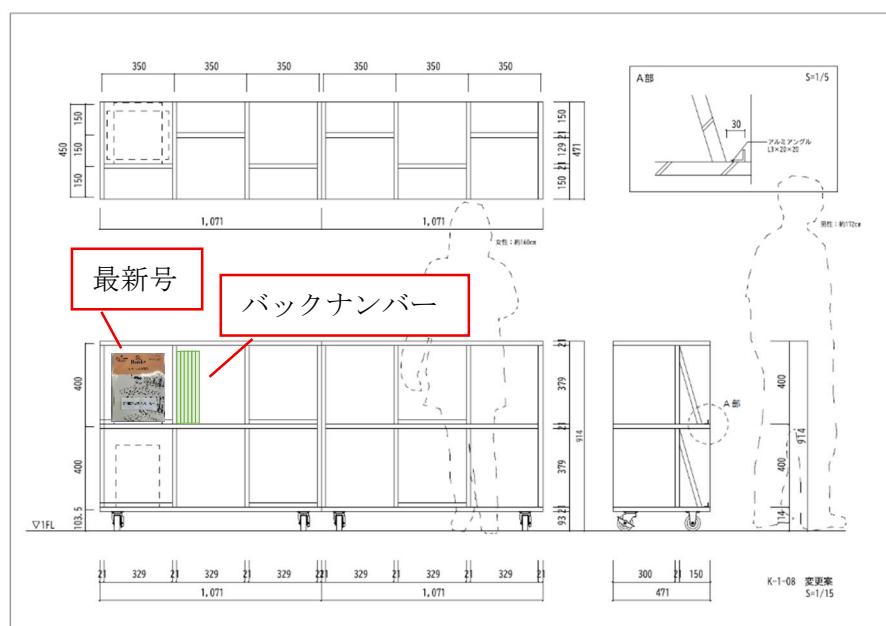


図4 本棚イメージ図

9. その他

記入いただいた個人情報は、雑誌スポンサー制度の運用のみに使用します。